

石川県公報

令和3年6月29日

第13418号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

- 告 示**
- 身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定
(障害保健福祉課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定
を辞退する旨の届出 (同) 2
- 歳入の徴収事務の委託 (自然環境課) 3
- 石川県資源管理方針の一部変更 (水産課) 3
- 令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表
について(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群)
の一部変更 (同) 6

- 令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表
について(まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海
系群並びにずわいがに日本海系群A海域) (同) 6
- 公 告**
- 政府調達に関する協定に係る企画提案書の募集公告
(デジタル推進課) 7
- 道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 8
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告
(同) 9
- 入札公告 (教育委員会事務局) 9

告 示

石川県告示第258号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

令和3年6月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
神経内科	社会医療法人財団董仙会 恵 寿総合病院	七尾市富岡町94番地	池田 篤平	令和3年6月18日
腎臓内科	〃	〃	岡田圭一郎	〃
耳鼻咽喉科	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア6-4	熊井 理美	〃
呼吸器外科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	懸川 誠一	〃
内科	特定医療法人社団勝木会 や わたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	朝倉 大貴	〃
リウマチ科	〃	〃	小西 正紘	〃
内科	〃	〃	塩崎 晃平	〃
眼科	〃	〃	濱岡 祥子	〃
呼吸器内科	〃	〃	松岡 寛樹	〃
〃	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地	岡崎 彰仁	〃
耳鼻咽喉科	〃	〃	西前 徳繁	〃
整形外科	太陽けんこうクリニック	加賀市深田町55番地1	前野 紘一	〃
耳鼻咽喉科	公立羽咋病院	羽咋市の場町松崎24番地	大浦 一子	〃
内科	疋島クリニック	羽咋市旭町ア45	疋島 和樹	〃
外科	公立松任石川中央病院	白山市倉光三丁目8番地	青木 竜也	〃
循環器内科	〃	〃	北野 鉄平	〃
〃	〃	〃	柴山 純一	〃

消化器内科	〃	〃	杉山 絃	〃
〃	〃	〃	林 洸太郎	〃
腎臓内科	〃	〃	林 大輝	〃
消化器内科	公立つるぎ病院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	杉本 宰甫	〃
循環器内科	〃	〃	西川 諒	〃
内 科	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	能美市緑が丘11-71	小西 正剛	〃
神経内科	〃	〃	松井 真	〃
消化器内科	医療法人社団 米島医院	能美市大成町ト118-6	米島 淳	〃
内 科	南ヶ丘病院	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番	石丸 和宏	〃
脳神経外科	〃	〃	岩戸 雅之	〃
外 科	〃	〃	川尻 文雄	〃
小児科	〃	〃	斉藤 剛克	〃
内 科	〃	〃	土屋 晴生	〃
外 科	〃	〃	綱村 幸夫	〃
〃	〃	〃	牧野 勉	〃
整形外科	〃	〃	宮崎 俊聡	〃
〃	〃	〃	安田 佳史	〃
〃	ののいち整形外科脊椎外科クリニック	野々市市白山町5番21号	松井 貴至	〃
〃	うえしま整形外科・婦人科	河北郡津幡町字清水ア25番地	上島 謙一	〃
外 科	公立宇出津総合病院	鳳珠郡能登町字宇出津タ字97番地	野島 直巳	〃

石川県告示第259号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

令和3年6月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
消化器内科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	中井亮太郎	令和3年3月31日
内 科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	鈴木 信博	〃
〃	〃	〃	高田 睦子	〃
外 科	〃	〃	田中 伸佳	〃
呼吸器内科	特定医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	片山 伸幸	令和3年4月1日
眼 科	〃	〃	立花 学	〃
循環器内科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地	田川 庄督	令和3年3月31日
耳鼻咽喉科	〃	〃	張田 雅之	〃
内 科	太陽けんこうクリニック	加賀市深田町55番地1	李 相大	平成31年3月31日
外 科	〃	〃	藤岡 重一	令和3年3月20日
内 科	公立松任石川中央病院	白山市倉光三丁目8番地	越野 瑛久	令和3年4月1日
循環器内科	〃	〃	竹田 悠亮	〃
〃	〃	〃	橋本 政史	〃
内 科	公立つるぎ病院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	藤田 恭子	〃

外 科	〃	〃	森 和也	〃
整 形 外 科	〃	〃	樋貝 保弘	〃
内 科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	高瀬修二郎	令和3年3月31日
〃	〃	〃	林 伸彦	〃
消化器内科	〃	〃	松江 泰弘	〃
〃	〃	〃	有沢 富康	〃
神 経 内 科	〃	〃	野寺 裕之	〃
耳鼻咽喉科	〃	〃	張田 雅之	〃
小 児 科	〃	〃	秋田 千里	令和3年4月20日
リハビリテーション科	〃	〃	竹内 郁登	令和3年3月31日

石川県告示第260号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
令和3年6月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県自然公園施設のうち南竜山荘及び南竜ヶ馬場ケビンに係る使用料の徴収事務	白山市鶴来本町4丁目 ヌ85番地	一般財団法人 白山市 地域振興公社	令和3年7月1日から 同年11月30日まで

石川県告示第261号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、石川県資源管理方針（令和2年石川県告示第396号）の一部を次のように変更した。

令和3年6月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更した箇所	変 更 後 の 内 容
第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針	特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 さんま」から「別紙1-8 ずわいがに日本海系群A海域」までにそれぞれ定めるものとする。
(別紙1-3 まいわし対馬暖流系群) 第2 1(2)②	知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内
(別紙1-3 まいわし対馬暖流系群) 第2 2(2)②	知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内

<p>(別紙1-3 まいわし対馬暖流系群) 第3 2 県の留保</p>	<p>県の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、大臣管理区分や他の都道府県との間の融通等において必要となる数量もここに含めることができる。留保の数量は、管理年度当初に石川県に配分される漁獲可能量のおおむね2割とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まいわしの回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</p> <p>ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の8割を超えた場合は、当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を、県の留保から配分することができることとする。</p>
<p>(別紙1-3 まいわし対馬暖流系群) 第3 4 管理年度途中における配分の基準</p>	<p>管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量（追加配分量という。以下同じ。）については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まいわしの回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</p> <p>ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の8割を超えている場合は、追加配分量については、県の漁獲可能量に対して配分があった時点で、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を配分することができることとする。</p>
<p>(別紙1-4 くろまぐろ(小型魚)) 第2 1(2)②</p>	<p>知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内</p>
<p>(別紙1-4 くろまぐろ(小型魚)) 第2 2(2)②</p>	<p>知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内</p>
<p>(別紙1-4 くろまぐろ(小型魚)) 第3 4 管理年度途中における配分の基準</p>	<p>管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量に変更となる場合は、石川県定置網漁業区分の漁獲可能量を変更するものとする。</p>
<p>(別紙1-5 くろまぐろ(大型魚)) 第2 1(2)②</p>	<p>知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内</p>
<p>(別紙1-5 くろまぐろ(大型魚)) 第2 2(2)②</p>	<p>知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内</p>
<p>(別紙1-5 くろまぐろ(大型魚)) 第3 4 管理年度途中における配分の基準</p>	<p>管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量に変更となる場合は、石川県定置網漁業区分の漁獲可能量を変更するものとする。</p>

(別紙 1-7 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

- 第 1 特定水産資源
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 (以下「さば」という。)
- 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
 - 1 石川県知事管理漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
 - ②の対象とする漁業が、さばの採捕を行う水域
 - ② 対象とする漁業
 - 石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさばを採捕する漁業 (大臣許可漁業を除く。)
 - ③ 漁獲可能期間
 - 周年
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
 - 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。
- 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
石川県知事管理漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
中型まき網漁業 (法第57条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業をいう。)	6 (単位: 許可等の件数)
定置漁業 (法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。)	63 (単位: 免許統数)

- 第 5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし

(別紙 1-8 ずわいがに日本海系群 A 海域)

- 第 1 特定水産資源
ずわいがに日本海系群 A 海域 (以下「ずわいがに」という。)
- 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
 - 1 石川県知事管理漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
 - ②の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域
 - ② 対象とする漁業
 - 石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにを採捕する漁業 (大臣許可漁業を除く。)
 - ③ 漁獲可能期間
 - 周年
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
 - 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。

第4 管理年度途中における配分の基準
管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が変更となる場合は、石川県知事管理漁業区分の漁獲可能量を変更するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項
知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

石川県告示第262号

令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群）（令和2年石川県告示第439号）の一部を令和3年6月15日に変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年6月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後		変更前	
まいわし対馬暖流系群		まいわし対馬暖流系群	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
16,300トン		16,300トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県中型まき網漁業	4,300トン	石川県中型まき網漁業	4,300トン
石川県その他漁業（定置漁業等）	11,500トン	石川県その他漁業（定置漁業等）	11,000トン

石川県告示第263号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群並びにずわいがに日本海系群A海域に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。以下同じ。）における数量を次のように定めた。

令和3年6月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群並びにずわいがに日本海系群A海域に関する令和3管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

第2 ずわいがに日本海系群A海域

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
280トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	280トン

公 告

政府調達に関する協定に係る企画提案書の募集公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける企画提案書の募集を実施する。

令和3年6月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達の概要

- (1) 調達件名及び数量
石川県情報セキュリティクラウド構築及び運用 一式
- (2) 調達内容
「石川県情報セキュリティクラウド構築及び運用に係る企画提案仕様書」による。
- (3) 納入期限
令和4年3月31日
- (4) 納入場所
「石川県情報セキュリティクラウド構築及び運用に係る企画提案仕様書」による。

2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年石川県告示第132号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 企画提案募集要領等の交付場所等

- (1) 交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進課ネットワーク管理グループ
電話 076-225-1322
- (2) 交付方法
(1)の交付場所において交付する。

(3) 交付期間

令和3年6月29日（火）から7月13日（火）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ先

3(1)の交付場所及び問合せ先と同じ。

(2) 参加表明の期限等

ア 表明期限 令和3年7月19日（月）午後5時

イ 表明方法 企画提案募集要領に示す方法による。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和3年8月10日（火）午後5時

イ 提出方法 持参

5 企画提案書の採否及び契約

(1) 4(3)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日審査会においてヒアリングを実施する。

(2) 企画提案書の採否について、(1)の審査会実施後2週間以内に応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議の上、契約を締結する。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 5(1)の審査会への出席及び提出書類等の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

(4) 詳細は、「石川県情報セキュリティクラウド構築及び運用に係る企画提案仕様書」による。

7 Summary

(1) Item and quantity of service requested

System construction and operation and maintenance of Ishikawa Prefecture's Information Security Cloud Systems.

(2) Fulfilment end date

March 31, 2022

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Deadline for proposal submission

17:00 p.m. August 10, 2021

(5) Contact details

Digital Promotion Division, General Affairs Department, Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL +81-76-225-1322

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年6月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
羽咋市東川原町五俵刈26番1地 先水路及び農道の無籍地の一部	幅員 6.78～7.02m 延長 45.30m	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建	令和3年6月16日
かほく市松浜イ30番4、31番5、 農道の無籍地	幅員 6.00m 延長 38.56m	かほく市宇野気リ212番地3 八興商事株式会社	令和3年6月16日

河北郡津幡町字津幡ト502番3の一部、502番6、503番4	幅員 6.00m 延長 34.38m	金沢市高尾台1丁目84番地 エフピー・リアルエステート株式会社	令和3年6月17日
--------------------------------	-----------------------	------------------------------------	-----------

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和3年6月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
かほく市木津イ12番7、12番9から12番15まで、14番8、14番21から14番27まで	道路 かほく市木津イ12番9、12番15 緑地 かほく市木津イ12番14 調整池 かほく市木津イ12番12	金沢市二口町ニ95番地1 株式会社さくら

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年6月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
県立学校校内ネットワーク設定変更業務委託
- (2) 業務内容
仕様書による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和4年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県における競争入札参加者資格審査(物品の部)において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 官公庁または地方公共団体の通信機器及び端末のネットワーク設定を実施した実績を有し、仕様書に定める業務内容の履行が可能であると認められる者であること。

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和3年7月6日(火)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和3年7月8日(木)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県行政庁舎17階 石川県教育委員会事務局庶務課 電話番号 076-225-1816

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和3年7月12日(月)午前10時

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和3年7月12日(月)午前10時 石川県行政庁舎17階 教育委員会室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除